

札幌市指定障害児通所支援事業者募集要項
(令和7年10月～令和8年9月指定分)

1 制度の概要

札幌市における発達支援の質の向上を図るため、令和7年4月2日以降の指定障害児通所支援事業者の新規指定に当たり、国の基準に加え、市独自の基準を設け、当該基準を満たす事業者を選定する。

2 選定対象

(1) 対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 選定の対象外となる事業所

- ・主として重症心身障がい児を受け入れる事業所
- ・看護職員を配置（派遣による配置を除く）して医療的ケア児を受入れ、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定をする事業所
- ・吸収合併等の前後で設備又は人員体制に変更がない等、実質的に継続した運営であると札幌市が認める事業所

(2) 開所期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日

3 応募要件

- (1) 児童福祉法第21条の5の15第3項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない者でないこと。
- (2) 市町村税、消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (3) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号及び札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員である者

又は法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者若しくは同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 選定後、令和8年9月30日までに事業所を開設すること。

(6) 選定による新規指定後に開催する「札幌市児童発達支援センター研修」を受講すること。

(札幌市ホームページ「障がい児支援ネットワーク(3(2)各年度の取組み)」)

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jidou/jidou_hattatushiensenter.html

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 障害児通所支援 > 障がい児通所支援ネットワーク

4 選定予定事業所数

9件

5 申込方法

(1) 提出書類

ア 応募様式

(ア) 札幌市指定障害児通所支援事業者選定申込書(様式1)

(イ) 質の向上の取組内容確認書(様式2)

(ウ) 運営実績等確認書(様式3)

(エ) 収支計画書(様式4)

(オ) 発達支援の内容等確認書(様式5)

イ 添付資料

(ア) 平面図(別添1)

(イ) アセスメント想定シート(別添2)

(ウ) 個別支援計画(任意様式)

(エ) 資金確保の状況が分かるもの

ウ 以下に該当する事業者のみ提出が必要なもの

(ア) 過去2年間で、法人において、事業者(従事者)の過失による重大な事故、行政処分、刑事事件等の事案がある場合

事故等の詳細や、対応結果が分かるもの(事故等発生状況報告書、会議録等)

(イ) 過去2年間で、障害児通所支援事業所の運営実績がある場合

法人の収支状況が分かるもの(収支報告書、損益計算書等)

※ 提出書類の作成に当たっては、別紙「様式等記載要領」を確認してください。

※ 提出書類の不足、不備等がある場合は、受付できない場合があります。

(2) 提出方法

ア 提出先

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課指定指導担当係

電話番号：011-211-2938

Eメールアドレス：sidou@city.sapporo.jp

イ 方法

- ・ Eメールで提出してください。
- ・ メールタイトルは、「【事業者名】選定申込」と記載してください。
- ・ 1回のEメールで受信可能なデータ容量は4MBまでです。4MBを超える場合は複数回に分けて送信してください。

ウ 受付確認

本市が申込メールの受信を確認した翌々営業日までに、受付確認メールを申込事業者宛てに送信します。受付確認メールが届かない場合は、担当係宛てに電話で連絡してください。

(3) 提出期限

本要項公告日から令和7年6月16日(月)午後5時15分まで

6 選定方法

(1) 令和7年度選定基準

以下に掲載しています。

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/siteisidou/documents/sennteikizyun_2.pdf

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 指定障害児通所支援事業者の選定による指定制度の導入について(令和7年度)

(2) 委員会の名称

札幌市指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(3) 選定の流れ

ア 一次審査

選定基準のうち、「設備、人員等」に関する採点を行います。

選定数によらず、本市が定める一定の基準を満たす事業者が、全て二次審査へと進みます。一定の基準を満たさない事業者は、二次審査を行いません。

イ 二次審査

選定基準のうち、「発達支援の内容等」に関する採点を行います。

二次審査で、本市が定める一定の基準を満たす事業所数が選定予定事業所数以上の場合は、一次審査及び二次審査の採点結果を合計し、点数の高い事業所から順に選定予定事業所数までを選定します。

なお、基準を満たす事業所数が選定予定事業所数未満の場合でも、基準を満たさない事業者は選定しません。

(4) 選定結果の通知

ア 時期（予定）

令和7年7月22日(火)～令和7年7月25日(金)

イ 方法

選定結果の通知を、申込を行った全ての事業者に対し、様式1（5(1)ア(7)）に記載のある担当者のEメールアドレス宛てに、Eメールで送付します。

(5) 選定結果の公表

選定基準を遵守し、より質の高い発達支援を提供する事業者として、選定した事業者及び事業所の名称等を札幌市ホームページにて公開する予定です。

7 指定申請

選定された事業者は、指定月の前々月末日までに、指定申請に係る書類を提出してください。

新規指定の具体的な手続きは、以下のページのほか、当該ページのリンク先「指定申請の手引き」、「申請書」から確認してください。

（札幌市ホームページ「指定申請（新規）」

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/5_siteiyosiki.html

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 指定申請（新規）

8 留意事項

- (1) 災害等のやむを得ない事由を除き、開所時期が令和8年10月1日以降になる場合、原則選定結果を取り消し、指定しません。
- (2) 事業所開設地は申込後に変更できません。
- (3) 選定後の申込内容の変更は原則認めず、選定結果を取り消します。ただし、変更の内容が軽微である等で、本市が認めるものについては、この限りではありません。
- (4) 虚偽その他不正な申込があった場合、選定結果を無効とします。

- (5) 本選定により、土地建物関係の法令上の制限解除、児童福祉法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- (6) 事業計画の中止や選定されなかったことに伴う一切の損害等について、本市は責任を負いません。
- (7) 選定に係る申込書類は、理由を問わず返却しません。
- (8) 1法人で複数申請することができます。

9 応募に当たっての質問

応募手続の質問は、スマート申請にて受付いたします。選定基準の内容等、手続以外の事項についての質問には回答しません。

また、原則、電話での質問には回答しません。

(スマート申請質問票)

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo>



【担当】

札幌市障がい保健福祉部障がい福祉課指定指導担当係

電話番号：011-211-2938

Eメールアドレス：sidou@city.sapporo.jp